

浄水器の除去対象物質

	除去対象物質	詳細
JIS指定除去項目（12項目）（日本工業規格：JIS S 3201）	遊離残留塩素	消毒用の添加物で、水の味を損ないます。
	溶解性鉛	体内に蓄積されると胎児や乳幼児の知能障害を引き起こす恐れがあります。また、貧血、消化管、神経系、肝機能障害にも影響があると言われています。
	総トリハロメタン	クロロホルム、プロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、プロモホルムの総称を「総トリハロメタン」として、水道水源の有機化合物と塩素が反応してできるもので、発がん性が指摘されています。
	クロロホルム	水道水源の有機化合物と塩素が反応してできるもので、発がん性が指摘されています。
	プロモジクロロメタン	水道水源の有機化合物と塩素が反応してできるもので、発がん性が指摘されています。
	ジブロモクロロメタン	水道水源の有機化合物と塩素が反応してできるもので、発がん性が指摘されています。
	プロモホルム	水道水源の有機化合物と塩素が反応してできるもので、発がん性が指摘されています。
	CAT(農薬)	内分泌攪乱作用があると疑われる物質で、除草剤に広く使用されています。
	2-MIB(かび臭)	嫌な臭いで、水の味を大きく損ないます。
	テトラクロロエチレン	主に工業用とに用いられますが、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、発がん性もあると言われています。
	トリクロロエチレン	主に工業用とに用いられますが、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、発がん性もあると言われています。
	濁り（雑菌・固形鉛など）	水の中にある微粒子などの濁りを発生させる物質です。